

お客様各位

令和4年 12月
堺市上下水道局

水道料金の減額期間の延長について（お知らせ）
【エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策】

平素は本市上下水道事業にご協力賜り、誠にありがとうございます。
さて、本市では、エネルギー・食料品価格等の物価が高騰している現下の状況を踏まえ、市民生活並びに経済活動を支援するため、現在実施している水道料金の基本料金免除期間を、下記のとおり延長します。

記

1 減額内容

水道の基本料金の全額免除

2 減額期間の延長（2か月間延長）

延長前：令和4年9月検針（10月請求）から令和4年12月検針分（1月請求）まで（4か月間）

延長後：令和4年9月検針（10月請求）から令和5年2月検針分（3月請求）まで（6か月間）

※減額期間終了後は、従来の水道料金の基本料金を適用させていただきます。

< 減額の対象となる使用期間と請求月 >

請求頻度	検針月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2か月ごと	奇数月の場合	---	---	●	○	●	○	●	○	
	偶数月の場合		---	●	○	●	○	●	○	○

----- : 当初の対象期間 ————— : 延長した対象期間 ● : 検針 ○ : 請求

3 減額について

(1) 減額期間中の水道料金計算式

(従量料金（使用水量による）) × 1.1（消費税等）

(2) 減額金額（水道料金の基本料金（税込み））

（単位：円）

口径	減額前	減額後	差額 (1か月あたり)	減額金額 (2か月分)	減額金額 (6か月分)
20mm以下	715	0	△715	△1,430	△4,290
25mm	1,100	0	△1,100	△2,200	△6,600
30mm	3,410	0	△3,410	△6,820	△20,460
40mm	5,500	0	△5,500	△11,000	△33,000

※用途が家庭用としてお使いの場合は、口径 20 mm以下とみなして計算します。

4 注意事項

- (1) この減額に関して、お客様の申請は不要です。
- (2) 『ご使用水量のお知らせ』の請求予定金額は、減額後の金額を表示しています。
- (3) 今回の減額は水道の基本料金のみです。
水道の従量料金及び下水道使用料の減額はありません。
- (4) 今回の減額措置にあたり、上下水道局からお電話やご訪問をすることはありません。
- (5) 裏面に水道料金等早見表及び料金計算式を記載しています。
詳細につきましては、上下水道局ホームページ (<https://water.city.sakai.lg.jp>) をご覧ください。
- (6) 共同住宅の所有者様等におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、共同住宅内の各入居者様の水道料金を減額していただきますようお願いいたします。

問合せ先：堺市上下水道局お客様センター	
(電話) 0570-02-1132 (ナビダイヤル)	<受付時間>
072-251-1132	(平日) 8:45~19:00
(ファックス) 072-252-4132	(土・日・祝休日) 9:00~17:00